

「農業・農協改革」に関する意見書

平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市町村行政・関係機関・JAグループが一体となって取り組みを始めた矢先である。

政府は6月24日、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためにJAの機能強化・独自性の発揮が必要との考え方から、JAグループの自己改革を前提に、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業・組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起されているが、今後の具体化の検討にあたっては、これまでJAグループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正當に評価したうえで、JAグループの自己改革を強く後押ししていく必要がある。

加えて、農業委員会の改革および農業生産法人の要件の見直しについても、一方的な価値判断による議論とならないよう、慎重な検討が必要と考える。

今後の政府による「農業・農協改革」の進め方如何では、JAグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業をはじめとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念される。

地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すには、行政機関並びにJAグループ等が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが、最も効果的であり効率的である。

については、今後、想定される農協法の改正など、次期国会等で審議される予定となっている「農業・農協改革」については、下記の事項に留意するよう強く求める。

- (1) 協同組合であり、民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更等を押しつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないこと。
- (2) JAが行っている営農・経済・信用・共済等の総合事業は、農家組合員の営農と生活に広く、深く密着しているため、信用事業の譲渡等、一部の事業を強制的に分離しないこと。

- (3) 地域住民の重要な社会生活基盤ともなっている J A の事業に対して准組合員の利用を制限するような、協同組合の果たしている役割に支障をきたす規制強化を行わないこと。
- (4) 全農の株式会社化は、農協全体の共同購入や共同販売のシステムを解体し、農業生産者は、農畜産物の安値販売（買ったたき）と購入資材の高値買いに直面することとなるため、現行の協同組合組織を堅持すること。
- (5) 中央会制度の廃止理由として「単協が地域の多様な実情に即して独自性を発揮し自主的に地域農業の発展に取り組む事が出来る」としているが、現在でも中央会からの指導に基づいた画一的な運営ではなく、単協は、地域の多様な実情に即して自主的に地域農業の発展のために取り組んでいる。中央会は、不測の事態が発生した場合を含め、恒常的にその指導機能が担保されておく必要があることから、引き続き農協法に基づく制度として位置づけること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 25 日

福岡県糸島市議会